

平成19年11月29日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成19年11月29日（木）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成19年11月29日（木）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第2回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選任同意 第 2 号	監査委員の選任について	
4	選任同意 第 3 号	公平委員会委員の選任について	
5	報 告 第 2 号	専決事項の報告について	
6	議 案 第 6 号	北河内4市リサイクル施設組合行政財産使用料条例の制定について	
7	議 案 第 7 号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	
8	認 定 第 1 号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について	
9	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成19年11月29日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	伊藤 和嘉子 (枚方市議会)
2 番	千葉 清司 (")
3 番	大塚 光央 (")
4 番	小野 裕行 (")
5 番	河西 正義 (")
6 番	北川 健治 (寝屋川市議会)
7 番	梶本 孝志 (")
8 番	板東 敬治 (")
9 番	中谷 光夫 (")
10 番	小原 達朗 (四條畷市議会)
11 番	大川 泰生 (")
12 番	栗原 俊子 (交野市議会)
13 番	稲田 美津子 (")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘 (寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩 (枚方市長)
副管理者代理	西野 修 (四條畷副市長)
副管理者	中田 仁公 (交野市長)
会計管理者	原田 立雄 (寝屋川市会計管理者)
事務局長	中野 泰雄(兼務)
課長	永田 昌宏
課長代理	辻 康明
係長	谷辻 和彦(兼務)
主査	川田 浩司(兼務)
主査	乾 正巳

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部部長（広域リサイクル事業担当）

大久保 勝次

環境部次長（広域リサイクル事業担当）

兼ごみ減量推進課長 濱本 遵市

（枚方市）環境事業部長 西尾 和三

減量総務課長 山下 修

（四條畷市）市民生活部長 西端 善夫

生活環境課長 北崎 文雄

（交野市）環境部長 宇治 正行

循環型社会推進室課長 松下 篤志

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 中野 泰雄（兼務）

組合議会事務員 新谷 正

係長 谷辻 和彦（兼務）

主査 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第2回定例会会議録目次
(平成19年11月29日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
河西正義議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（大川泰生議員と栗原俊子議員）	2
議席の指定	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成19年7月19日から平成19年11月28日までの諸会議の報告）	2
選任同意第2号 監査委員の選任について	2
（稲田美津子議員退場）	
馬場好弘管理者の提案理由説明	2
選任同意第2号採決（稲田美津子議会選出監査委員）	3
（稲田美津子議員入場）	
選任同意第3号 公平委員会委員の選任について	3
馬場好弘管理者の提案理由説明	3
選任同意第3号採決（東谷宏幸氏）	3
報告第2号 専決事項の報告について	3
永田昌宏課長の提案理由説明	3
報告第2号採決	5
議案第6号 北河内4市リサイクル施設組合行政財産使用料条例の制定について	5
永田昌宏課長の提案理由説明	5
9番 中谷光夫議員の質疑	5
1. 条例番号について	
辻 康明課長代理の答弁	6
議案第6号採決	6
議案第7号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	6

辻課長代理の提案説明	6
12番 栗原俊子議員の質疑	7
1. 北河内4市リサイクルプラザ運転管理等業務委託について	
中野泰雄事務局長の答弁	8
栗原俊子議員の再質問	9
中野泰雄事務局長の答弁	10
栗原俊子議員の再々質問	11
9番 中谷光夫議員の質疑	12
1. 4市の廃プラ収集の現状と今後の計画の見通しについて	
中野泰雄事務局長の答弁	12
中谷光夫議員の再質問	13
中野泰雄事務局長の答弁	14
中谷光夫議員の再々質問	14
1番 伊藤和嘉子議員の質疑	14
1. 障害者の雇用について	
中野泰雄事務局長の答弁	15
1番 伊藤和嘉子議員の反対討論	15
議案第7号採決	15
認定第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の	
認定について	15
辻課長代理の提案説明	16
9番 中谷光夫議員の質疑	18
1. 住民合意について	
2. 2007年(平成19年)3月に実施された大気測定について	
中野泰雄事務局長の答弁	19
中谷光夫議員の再質問	20
中野泰雄事務局長の答弁	21
中谷光夫議員の再々質問	22
6番 北川健治議員の質疑	23
1. 節の新設及び流用について	

2. 工事請負費について	
中野泰雄事務局長の答弁	2 4
北川健治議員の再質問	2 4
中野泰雄事務局長の答弁	2 4
9 番 中谷光夫議員の反対討論	2 4
1 2 番 栗原俊子議員の反対討論	2 5
認定第 1 号採決	2 5
一般質問	2 6
1 番 伊藤和嘉子議員の一般質問	2 6
1. 健康被害に対する 4 市の認識について	
中野泰雄事務局長の答弁	2 7
伊藤和嘉子議員の再質問	2 7
馬場好弘管理者の答弁	2 7
伊藤和嘉子議員の再々質問	2 8
馬場好弘管理者の答弁	2 8
9 番 中谷光夫議員の一般質問	2 8
1. 大阪東部リサイクル事業協同組合に対する行政の特別扱いについて	
2. 住民の健康被害の現状と行政による健康調査の実施について	
3. 住民の健康安全と 4 市の責任について	
4. 安全性の確認について	
中野泰雄事務局長の答弁	3 1
中谷光夫議員の再質問	3 2
中野泰雄事務局長の答弁	3 2
中谷光夫議員の再々質問	3 3
会議時間延長の宣言（午後 3 時 5 5 分）	3 3
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	3 3
河西正義議長の閉会のあいさつ	3 4
閉会（午後 3 時 5 8 分）	
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名	
付議事件一覧表	

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長(河西 正義君) 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長(河西 正義君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 19 年第 2 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を始めます。

開会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成 19 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、北河内 4 市リサイクルプラザ建設工事につきましては、関係者の皆様方の温かいご理解とご協力のおかげをもちまして、当初の予定どおり本年 12 月末に竣工する予定でございます。また、来年 2 月 1 日からの本格稼働に合わせた各市の分別収集業務の開始に向けて、市民への説明会等も着実に進められております。事業がスムーズにスタートできますよう、構成 4 市及び関係者の皆様ともより一層の連携を図り、事務を進めてまいりますので、組合議員の皆様方にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、監査委員と公平委員会委員の各選任同意、専決事項の報告及び行政財産使用料条例の制定、平成 19 年度補正予算並びに平成 18 年度歳入歳出決算の認定と一般質問を予定いたしております。各案件につきましては、上程の都度ご説明を申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、いずれもご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、前回 7 月 19 日の組合臨時会におきまして、私の発言の中で、民間リサイクル施設の都市計画について「民間リサイクル施設は都市計画決定をし、許可を受けてい

る」旨の発言をいたしました。が、「民間リサイクル施設は建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づいて、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可された」というものでございます。訂正させていただきます。

以上、誠に簡単でございますが、定例会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河西 正義君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は大川泰生議員と栗原俊子議員の 2 名を指名いたします。

日程第 1、議席の指定を行います。このたび新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の栗原俊子議員に 12 番の議席を、稲田美津子議員に 13 番の議席を指定します。なお、配席表はお手元に配布しております。

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成 19 年 7 月 19 日から平成 19 年 11 月 28 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第 3、選任同意第 2 号 監査委員の選任についてを議題とします。

なお、本件は、地方自治法第 117 条の規定により、稲田美津子議員が除斥となります。

（13 番 稲田美津子議員 退場）

○議長（河西 正義君） 管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 選任同意第 2 号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

北河内 4 市リサイクル施設組合議員選出の監査委員前波艶子氏が、平成 19 年 9 月 30 日をもって任期満了のため、後任の議員選出監査委員として稲田美津子氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河西 正義君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

稲田美津子議員の除斥を解きます。

（13番 稲田美津子議員 入場）

○議長（河西 正義君） 日程第4、選任同意第3号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 選任同意第3号 公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

北河内4市リサイクル施設組合公平委員会委員の好川照一氏が、平成19年10月4日をもって退任されましたので、後任の公平委員会委員として東谷宏幸氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河西 正義君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

日程第5、報告第2号 専決事項の報告についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。永田課長。

○課長（永田 昌宏君） ただいまご上程いただきました報告第2号 専決事項の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

本案につきましては、急施を要し、組合議会を招集する暇がないと認めたため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、管理者において専決したものでございます。同条第3項の規定により、ご報告し、ご承認を求めるものでございます。

条文の朗読を省略させていただきますして、要点のみご説明を申し上げます。

まず専決第1号 北河内4市リサイクル施設組合副管理者の報酬の減額に関する特別措置条例の制定についてでございます。議案書5ページ、6ページをご覧ください。

本条例は、副管理者が逮捕・勾留された事態を受けまして、条例制定を行ったもので、平成19年8月1日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

第1条は、報酬の減額に関する規定でございます。副管理者が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕又は勾留された際には、報酬を減額するものでございます。

第2条は、減額する報酬の額につきまして、逮捕又は勾留期間の日数に応じ、日割り計算により行うことを規定いたしております。

続いて附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日とするもので、平成19年8月1日に公布し、施行いたしております。

次に専決第2号 北河内4市リサイクル施設組合副管理者の報酬の差し止め等に関する特別措置条例の制定についてご説明申し上げます。議案書7ページ、8ページをご覧ください。

本条例は、副管理者が起訴・保釈をされ、また枚方市に辞職願が提出された事態を受けまして、条例制定を行ったもので、平成19年8月21日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、保釈された場合の報酬の取り扱いにつきまして、保釈をされた日から退職までの間は報酬の支給を一時差し止めすることとするものでございます。

なお、禁錮以上の刑に処せられたときは、一時差し止めた報酬を支給しないものとしております。

続いて附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日とするもので、平成19年8月21日に公布し、施行いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河西 正義君） これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせをいたします。これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、

ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河西 正義君) 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河西 正義君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第6号 北河内4市リサイクル施設組合行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。永田課長。

○課長(永田 昌宏君) ただいまご上程いただきました議案第6号 北河内4市リサイクル施設組合行政財産使用料条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の9ページをお開き願いたいと存じます。

本案につきましては、北河内4市リサイクルプラザが稼働することから、施設の使用料に関する規定を定める必要があるため、新たな条例を制定するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきましてご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。また、併せまして参考資料の1ページをご参照いただきたいと思います。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、使用料の納付についての規定でございます。

第3条は、使用料の額についての規定でございます。

第4条は、使用料の納付の時期についての規定でございます。

第5条は、既納の使用料の還付についての規定でございます。

第6条は、使用料の減免についての規定でございます。

第7条は、管理者への委任についての規定でございます。

最後に附則といたしまして、公布の日から施行することといたしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河西 正義君) これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。中谷光夫議員。

○9番(中谷 光夫君) 10ページの一番上なんですけども、北河内4市リサイクル

施設組合条例第何号というこの号数が抜けているんですけど、これはこのままでいいんですか。ちょっとそれだけ確認しておきます。

○議長（河西 正義君） 辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） 中谷議員のご質問にお答えいたします。条例の番号が入っていないというご指摘でございますが、この番号につきましては議決後、条例の番号を付けるということでございまして、議決後、番号を振っていくということで、今の段階では記入されていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第7号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

続きまして2ページ「第1表 債務負担行為」をご覧ください。また、併せまして参考資料の2ページをご参照賜りたいと存じます。

まず北河内4市リサイクルプラザ運転管理等業務委託でございますが、期間といたしましては平成20年度から21年度とし、3億8400万円を限度額とするものでございます。

次に北河内4市リサイクルプラザ施設総合管理委託でございますが、期間といたしましては平成20年度から21年度とし、1100万円を限度額とするものでございます。

次に北河内4市リサイクルプラザ機械警備委託でございますが、期間といたしましては平成20年度から平成23年度とし、300万円を限度額とするものでございます。

今回お願い申し上げます債務負担行為の補正は、北河内4市リサイクルプラザの稼働に伴う施設運営の各業務につきまして、民間事業者による長期契約による委託を行っていくため、お願いするものでございます。

本年度の各委託料につきましては、本年7月19日の組合議会臨時会におきましてご可決いただいたところでございますが、委託期間が複数年度にまたがる長期契約とすることによりまして、受託者が雇用人員を安定的に確保できることや、業務開始に係る初動経費の節約等、短期間の契約により生ずるリスクの回避が行えるため、受託額の低減につながるなど、また本組合業務にとりましても安定した運営と処理能力や処理対象物の品質が保持できるなど、多々有利であると判断いたしましたものでございます。

各委託業務の期間につきましては、経済的变化や社会的な制度の改変なども勘案し、3カ年以内と5カ年以内を1つの単位といたしまして、運転管理等業務委託と施設総合管理委託を2年3カ月とし、機械警備委託につきましては4年3カ月としようとするものでございます。

なお、機械警備委託につきましては、設備の設置に伴う恒常的な機械の監視業務であることから、より長期の契約としようとするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河西 正義君） 質疑の通告がありますので、通告に従いまして栗原議員の質疑を許します。

○12番（栗原 俊子君） 交野選出の栗原俊子でございます。通告に従って議案についての質問をさせていただきます。初めてで恐縮でございますが、よろしくご拝聴のほど、そしてお答えよろしくお願いたします。

議案第7号 平成19年度北河内4市リサイクル補正予算（第2号）の中で、特に1番目の北河内4市リサイクルプラザ運転管理業務委託について、特に業務委託内容と

平成 20 年度、21 年度の処理見込量についてを中心にお尋ねいたします。

施設運営に係る各業務については、民間業者に業務委託していくこととし、その入札契約手続きについては公正性かつ公平性、透明性、競争性などを確保して執行するため、それぞれ制限付き一般競争入札（郵便入札）により実施していくものと説明資料に書かれていました。そこでお尋ねします。制限付きの制限とはどのようなものか、具体的にお示しください。発注情報については、すべてホームページでお知らせとありますが、予定価格、最低制限価格は公表されるのですか。

私は、寝屋川市では選別業務を契約する際、資源化率の下限を設定していると聞きまして、組合でも設定されるのかどうかをお尋ねいたします。

次に委託される業務の内容は、これも説明資料によると処理棟設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備及び修繕業務、手選別作業、ほか分別収集物の受け入れから圧縮梱包物の保管・搬出等の業務及び施設の運営で、ほとんど人件費と見てよろしいですね。一方、費用対効果分析書、今日の席にはこれは出されておられません、既にこの議会では出されている資料とみなしてそのことを使わせていただきます。この費用対効果分析書によると、施設運転人件費として1億7000万円が計上され、稼働1年目から最終年度までずっと同額となっております。7号議案の委託費と比べると20年度で1200万円、21年度で3200万円も高くなっていますが、どうしてでしょうか。その理由をお聞かせください。

次に業務の内容を簡単に言えば、ペットボトル、その他プラスチック容器包装を圧縮・梱包する処理作業です。処理量が業務に大きくかわることです。ついて20年度、21年度それぞれの処理量をお示しください。

また、申し上げますが、費用対効果分析書によると平成20年度8105トン、平成21年度9852トンとなっておりますが、実際はどうなんでしょうか。これも含めてお答えをお願いいたします。

一応第1回の質問は以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 栗原議員の質問に順次お答えを申し上げます。

まず1点目の制限の具体的な内容でございますが、制限は入札参加資格要件で規定をしておりますが、入札情報に関する内容でございます。公平性を欠くことが危惧されますことから、入札公告前の現時点で公表できかねるものでございます。なお、項目的には、行政が入札を行う際、規定する通例的な要件と当該業務の実務実績などを

要件としているものでございます。

次に予定価格及び最低制限価格等につきましては、公表をする予定でございます。

資源化率の設定についてのご質問については、設定は予定しておりません。

次に業務はほとんど人件費であるのかというご質問でございますが、当然人件費と委託に要する一般的な経費でございます。

次に費用対効果分析における施設運転人件費を一定の額 1 億 7000 万円としておりますのは、目標とする処理量に基づく業務シフトを各年度とも同様であると想定したものでございまして、債務負担額につきましては契約期間における運転管理業務委託費をもとに単価を算出したしまして、この単価に各年度の処理量を乗じて算定をいたしましたため、年度ごとに額が異なっているものでございます。債務負担額につきましては、設計金額をもとにした額でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に予定しております処理量は、平成 20 年度は 9852 トン、平成 21 年度は 1 万 910 トンでございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 栗原議員。

○12 番（栗原 俊子君） ありがとうございます。大変恐縮なんですけど、一番最初のお答えが聞き取りにくかったものですから、もう一度最初のところだけをおっしゃっていただけないでしょうか。私もぼんやりしていて悪かったんですけど、制限、やっぱりちょっと分かりません。それでまたお答えいただきたいと思いますが、おっしゃることが公正性、公平性、透明性などを確保するとおっしゃりながら、私はちょっと矛盾するなというふうに聞いておりました。既に 18 年度、今から審議されることと思いますが、決算に関する参考資料による入札・落札の概要を見ますと、18 年度何回か、3 回ですか、間違っていたらごめんなさい。行われており、中で金額的に機械器具設置の入札に関しては制限付き一般競争入札ですが、これも予定価格、最低制限価格などは公表されたのですか、されなかったのですか。その辺がちょっとよく分からなかったものですから、恥ずかしいですけど、お尋ねします。

次に私が寝屋川市と受託業者の資源ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃プラスチック、廃家電 4 品目の合計 5 種類の選別業務の委託契約書を取り寄せて調べてみると、資源化率の下限はペットボトル 90% 以上だけでなく、資源ごみ 54.8% 以上、プラスチック製容器包装 85% 以上、廃プラスチック処理 90% 以上となっていました。ほかの 3 種類は選別業務だけであるのに、資源化率の下限を設けていますことから、今のお答えには納得いかないのでお聞きいたします。下限を定めなくて受託業者

に適当に作業させてもよいとお考えなんでしょうか。特にプラスチック製容器包装は国により資源化率 90%以上にすることが決められています。これを必ずしも守らなくてよい契約を結び、日本容器包装協会から A ランクではなくて、90%未満では違法の B ランクと評価されてよいとお考えなのか、お尋ねいたします。

次に人件費の違いについて、確かに処理量が多くなっているようですが、費用対効果分析書によりますと、ちょっとうがったものの言い方になるかと思いますが、直営を安く見せるために意図的に安く設定をしたということはありませんですよ。見込み予測では大雑把になることは仕方ないとしても、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

次に 1 トン当たりの処理費は、総費用の中で人件費が約 2 分の 1 を占めるかなというふうに専門家の方からお聞きしたことがあります。この方は大体 1 トンの処理費が 3 万 3000 円というふうに計算されました。4 市リサイクルプラザでの 1 トン当たりの処理費用はお幾らに見積もられたのでしょうか。この補正予算で計上された金額から割り出された実際の金額は、ではどのように理解したらいいのかなと思います。

次に、また費用対効果分析書では、仮にこの 4 市リサイクルプラザを直営ではなく委託したと仮定した場合、1 トン当たり 4 万 5000 円と明記されていますが、それよりも直営では安いのだという、この施設をつくることの大義名分がこれではなかったかなと私は理解をしてまいりましたんですが、この処理単価が今までどこかにきっちり説明されたことがあったのでしょうか、お尋ねいたします。甚だつらい質問でございましたけど、以上、質問とさせていただきます。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 最初にお聞き取りできなかったとか分かりにくかったというご質問もございますので、併せてご答弁申し上げます。

まず 1 点目の制限の具体的な内容でございますが、制限は入札参加資格要件で規定をしております。このことは入札情報に関することでございますので、先に皆様にお示しをいたしますと受注者に公平性を欠く、一部の受注者のみが知り得て公平性を欠くことを危惧いたしますことから、入札公告前の現時点では公表できかねるものがございます。なお、項目的には行政が入札を行う際に規定する通例的な要件と当該業務の実務実績などを要件としているものがございます。

次に予定価格等の質問が追加でございました。これは予定価格及び最低制限価格等につきましては公表をする予定でございます。

次に資源化率の設定でございますが、ご指摘のとおり容器包装リサイクル協会が資源化率として予定しておりますのは、私どもの圧縮基準梱包物が90%以上の資源化率でなければならないということを規定しているのであって、中間処理の内容を規定しているものではないので、ご理解を賜りたいと思います。

次に業務はほとんど人件費であるかというご質問でございますが、これは先ほどご答弁させていただいたとおり人件費と委託に要する経費でございますので、人件費は約60%程度ではないだろうかというふうに推察をいたしております。

次に非常に大雑把にとおっしゃいましたけども、私どもが施設運転費を1億7000万円としておりますのは、先ほどもご答弁申し上げたとおり目標とする処理量に基づく業務シフトを各年度とも同様であるということで想定したものでございます。したがって債務負担額につきましては、契約期間における運転管理業務委託費をもとに単価を算出しまして、その単価を各年度ごとの処理量に乗じたもので若干金額が異なっているということでございます。

次に1トン当たりの処理費を予測されたものについて、私どもの今回の予算については1トン当たりの処理費を1万7571円と想定をいたしております。

次に費用対効果分析における民間委託の単価を4万5000円という金額を設定させていただいたのは、平成17年度、私どもが環境省に補助金の交付申請をする折に使用しました資料でございます。当時の大阪市の処理単価が4万5000円ということでございましたので、私どもは4万5000円という設定をしております。ご指摘のとおり平成18年度の9月に大阪市の単価が大きく下がったという新聞報道がなされておることは承知いたしております。

建設工事の発注時の予定価格は公表されたのかというご質問でございますが、建設工事の折も予定価格及び調査基準価格として2つの金額を公表いたしております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 栗原議員。

○12番（栗原 俊子君） 1点お尋ねしたいと思います。ただいまのお答えで、当リサイクルプラザの1トンの処理費が1万7000円とおっしゃいましたが、この廃棄物会計というのは非常にややこしいと私は理解しております。なかなか理解できません。1回この積算根拠というものを出示していただきたいなと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河西 正義君） 次に中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○ 9 番（中谷 光夫君） 債務負担行為ということで補正予算が組まれているんですが、これは 2007 年度（平成 19 年度）、20 年度、21 年度、警備委託でいうと 22 年度、23 年度含めて競争入札等かけられるかというふうに思うんですが、1 点目は 4 市の廃プラ収集の現状と今後の計画の見通しということでお聞きをします。日本容器包装リサイクル協会のホームページを見ますと、2007 年（平成 19 年）度の再商品化事業者落札結果、これは大阪の分ですけれども、それを見ますと、寝屋川市のプラスチック製容器包装基準適合物、これが 2421 トン、北河内 4 市リサイクル施設組合ということで枚方市、四條畷市、交野市、この 3 市の分が同じく 907 トンということで、いずれもトン当たり 9 万 3500 円で引き渡されることになっています。構成 4 市それぞれの現在の家庭等から収集しておられる廃プラ収集量ですね。そしてその後、圧縮梱包処理をして容リ協会に報告をされる分別基準適合物量、そして今後の 4 市のそれぞれの計画の見通しをお示しをいただきたいというふうに思います。

2 点目は、2001 年（平成 13 年）3 月の寝屋川市議会の厚生常任委員会で、当時環境部中野次長、今の 4 市組合の事務局長ですけれども、北河内 5 市の廃プラ中間処理施設の合意に関して、当時の寝屋川資源再生業協同組合（現在の大阪東部リサイクル事業協同組合）、現在は寝屋川市のクリーンセンターの中で中間処理業務委託をしておりますけれども、これを施設運営に参画させたいというふうに言明をしておられます。これは今回の業務委託等にかかわって公正であるべき行政のあり方、これから考えて当時のこの言明というのは大変問題があるというふうに考えますけれども、現在そうした当時の考えを今もお持ちなのかどうか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○ 議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○ 事務局長（中野 泰雄君） 中谷議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

4 市のプラスチック収集の現状と今後の計画でございます。構成 4 市のプラスチック類の収集の現状でございますが、枚方市につきましてはペットボトルは拠点回収、プラスチック製容器包装はモデル収集を行っておられます。また、一部の地域におきましてはペットボトルとプラスチック製容器包装の混合収集についてモデル収集を行っております。今年度 10 月末現在の処理量につきましては、ペットボトル、プラスチック製容器包装を合わせまして約 171 トンでございます。処理につきましては、ペットボトルはライトクリーン、プラスチック製容器包装はカンポ、混合収集分につきましては信和商事にそれぞれ委託されております。

寝屋川市につきましては、ご承知のとおりペットボトル並びにプラスチック製容器包装とも全戸収集を行っております。今年度の10月末現在の処理量につきましては、ペットボトルが約399トン、プラスチック製容器包装が約2205トンでございます。処理につきましては、ペットボトルは大阪東部リサイクル事業協同組合、プラスチック製容器包装は財団法人日本容器包装リサイクル協会にそれぞれ委託されております。

四條畷市につきましては、ペットボトルは拠点回収及び集団回収、ペットボトルとプラスチック製容器包装の混合収集につきましてはモデル収集を行っております。今年度の10月末現在の処理量につきましては、ペットボトルが約16トン、混合収集が約23トンでございます。処理につきましては、ペットボトルはフジテクノ、混合収集分はカンポにそれぞれ委託されております。

交野市につきましては、ペットボトルは拠点回収を行っております、ペットボトルとプラスチック製容器包装の混合収集についてはモデル収集を行っております。今年度の10月末現在の処理量につきましては、ペットボトルが約103トン、混合収集が約11トンでございます。処理につきましては、ペットボトルは財団法人日本容器包装リサイクル協会、混合収集分は信和商事にそれぞれ委託されております。

本組合におきます今後の計画の見通しにつきましては、平成19年度の収集量はペットボトルが約202トンでございます。財団法人日本容器包装リサイクル協会への引き渡し量は約164トンでございます。同じくプラスチック製容器包装は収集量が1149トンでございます、引き渡し量は約907トンでございます。

続きまして平成20年度の収集量でございますが、ペットボトルが約1250トンでございます。協会への引き渡し量は1037トンでございます。同じくプラスチック製容器包装は収集量が8602トンでございます、引き渡し量は6872トンでございます。

続きまして平成21年度の収集量でございます。ペットボトルが1287トンでございます。協会への引き渡し量は1118トンと予測しております。同じくプラスチック製容器包装は収集量が約9623トンでございます、引き渡し量は約7553トンの予定でございます。

次に平成13年3月の寝屋川市議会の厚生常任委員会における私の発言についてでございますが、発言後、当時の助役がその発言を白紙撤回ということで撤回されておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 今お答えをいただきました。これは一般質問でもまた述べ

たいというふうに思いますけれども、13年3月の寝屋川市議会における質疑等答弁については白紙撤回はされましたけれども、しかし、その中で参画させたいというだけではなくて、これは当時の業者が北河内各市を回ることとあわせて寝屋川市がともに各市を説得に回ったと、そして環境部が具体化を検討し、そして北河内各市の環境部長会あるいはその後の助役会経て市長連絡会で提案されたという経過についてこれは述べられておりますので、寝屋川市議会の中で白紙撤回されたとはいうものの事実経過そのものとしては残るということを指摘をし、申し上げておきたいというふうに思います。

もう1点、先ほどの栗原議員の質問に対するお答えの中で制限付きというその入札参加要件で規定をされるそのことに関連をして、当該要件について実務や実績についても考慮するというような旨のお答えがあったというふうに思うんですが、もう少しその真意について詳細なご説明をお願いしますか。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず最初に私どもの厚生常任委員会の発言についてご質問がございました。この発言につきましては当時私どもが企画構想を行う段階での発言でございます。しかしながら、その企画構想についても当時の林助役が白紙撤回ということで全面的に撤回いたしておりますので、ご承知を賜りたいと思います。併せて、もしそれをお尋ねでございましたら、平成10年度の寝屋川市の決算委員会における中川議員のご質問の中身も十分ご精査いただきたいと思います。

続きまして先ほどの制限付き一般競争入札のこととございます。制限付き一般競争入札の中身について若干触れたいと思いますけれども、私どもはこの施設の安定運営のために施設の運営管理について一定の経験を問いたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） ちょっとお答え、私の方もよく分からなかったんですけれども、一般質問の中で経緯触れたいと思いますけれども、4市施設の今日に至る建設計画ということに照らして白紙撤回というふうにされたとはいうものの実態としては残ってきたというふうに考える以外ないということだけ申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（河西 正義君） 他に質疑はありませんか。伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 議案質疑については事前通告しなくても質問ができると

いうことになっておりますので、通告はさせていただきますでしたが、1点のみ質問させていただきますと思います。

議案第7号の北河内4市リサイクル施設組合補正予算についてなんですが、その中で債務負担行為として3点出されております。今までの4市リサイクル施設組合議会の中で私どもの方からこの業務委託につきましては障害をお持ちの方々も参加できるようなところでは採用をすべきと提案をしてきた経過がありますので、その点1点で今回のこの業務委託の内容にそれが入っているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 障害者の雇用についてのご質問でございます。障害者の雇用につきましては業務委託仕様書において障害者雇用の促進等に関する法律に準拠する内容を明記いたす予定にいたしておりますので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（河西 正義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 議案第7号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算についてです。この予算につきましては、今でもイコール社がある周辺の住民の皆さん方が様々な身体の不調を訴え、日々苦しんでおられることを知りながら、真摯にその願いを受け止めることなく、健康被害を一層深刻にするといわれている施設を建設し、また管理業務委託などを進めていく予算であることから認めることはできません。まず健康被害の実態を調査する予算を組むべきです。以上、理由を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（河西 正義君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） これをもって討論を終結します。

これから議案第7号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（河西 正義君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、認定第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の

認定についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） ただいまご上程いただきました認定第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開き願いたいと存じます。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

平成18年度におきましては、敷地造成工事や施設建設工事など施設の整備に着手し、また北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会の開催などを行ってまいった次第でございます。今後とも事務執行にあたりましては、適正かつ的確に対応するとともに、構成4市の財政状況も勘案し、合理的・効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づき順次ご説明申し上げます。初めに決算書の22ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は5億9934万1000円でございます。一方、歳出総額は5億3481万2000円でございます。その結果、歳入歳出差引額は6452万9000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては継続費通次繰越額で6208万6000円、内容といたしましては工事監理業務委託・建設工事費でございます。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は244万3000円となり、同額を翌年度へ繰り越しいたしまして、平成18年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入では32.4%、歳出では28.9%となっております。

続きまして7ページにお戻り願いたいと存じます。歳入歳出決算事項別明細書によりまして主な決算内容についてご説明を申し上げます。8ページ、9ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、1款 分担金及び負担金、収入済額1億4633万5807円、内訳といたしまして枚方市負担金が5802万253円、寝屋川市負担金が4221万6649円、四條畷市負担金が2206万3521円、交野市負担金が2403万5384円でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開き願います。

2款 国庫支出金、収入済額2億3557万1000円、内容といたしましては廃棄物処理施設整備費国庫補助金で補助基本額4億7114万1817円につきましては、造成工事費・建設工事費及び工事監理業務委託でございます。補助率は2分の1でございます。

なお、収入未済額 4 億 4042 万 1000 円につきましては、平成 18 年度の国庫補助金交付決定額でございます調定額 6 億 7599 万 2000 円と収入済額との差でございます。

続きまして 3 款 諸収入、収入済額 1 万 7386 円につきましては、組合預金利子でございます。

4 款 組合債、収入済額 2 億 1490 万円につきましては、造成工事費・建設工事費及び工事監理業務委託に対する一般廃棄物処理事業債でございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

5 款 繰越金、収入済額 251 万 6454 円につきましては、前年度繰越金でございます、平成 17 年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては収入済額 5 億 9934 万 647 円でございます。

続きまして歳出につきましてご説明申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 322 万 9000 円、支出済額 266 万 7484 円、主な内容といたしましては議員報酬 199 万 3721 円、行政視察の費用弁償 46 万 960 円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 20 万 1337 円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 6466 万 2000 円、支出済額 5472 万 7285 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 6437 万円、支出済額 5451 万 7640 円、主な内容といたしましては特別職報酬 85 万 8000 円、16 ページに移りまして役務費・電話料が 30 万 9553 円、コピー・ファクスなどの使用料が 57 万 5211 円、派遣職員人件費負担金 5214 万 858 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円に対しまして支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。

次に 18 ページ、19 ページをお開き願います。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 24 万 3000 円、支出済額 20 万 9645 円、内容といたしましては監査委員報酬でございます。

続きまして 3 款 衛生費、予算現額 17 億 7369 万 2000 円、支出済額 4 億 7331 万 1437 円、主な内容といたしましては工事監理業務や境界確定業務などの委託料が 821 万 9694 円、造成工事と建設工事の工事請負費が 4 億 6441 万 5538 円などでございます。なお、翌年度繰越額 12 億 744 万 7918 円につきましては、継続費の逓次繰越額でございます、工事監理業務委託で 1011 万 3306 円、工事請負費で 11 億 9733 万 4612 円で

ございます。

次のページ、20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、予算現額 699 万円、支出済額 410 万 5470 円、内容といたしましては償還金利子及び割引料、組合債利子・一時借入金利子でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 18 億 5107 万 3000 円、支出済額 5 億 3481 万 1676 円でございます。

続きまして 24 ページをご覧ください。

財産に関する調書でございますが、平成 18 年度中の増減はございません。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、平成 18 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。添付いたしております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書をご参照賜りまして、何とぞよろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河西 正義君） 通告がございますので、通告に従い中谷議員の質疑を許します。

○9 番（中谷 光夫君） それでは決算認定について何点かご質問申し上げます。

まず最初は住民合意に関する点についてです。1 点目は、私どもは住民から聞き取りをしたところによりますと、2004 年（平成 16 年）4 月 10 日に、当時の 5 自治会長が要求されたことを受けて初めて 4 市施設計画の説明会が行われています。その説明会の最後に、次回の開催を約束をされたというふうに聞いておりますけれども、住民はその約束はその後守られていないというふうに訴えておられます。事実はどうなのか、明確にお答えをください。

2 点目は、2004 年（平成 16 年）12 月の寝屋川市議会で、当時の中西助役が廃プラ問題の質問に対して、「不測の事態が発生するようなことがあった場合、当然のことながら施設稼働停止も含め迅速に的確に対処すべく一部事務組合とも共通の認識に立っておるところでございます」と答弁しておられます。この議員の再質問に対して、予測の事態というのは健康被害等起こったときにストップすることかということに対して、そうですという重ねての答弁もしておられます。また、2005 年（平成 17 年）4 月 28 日に寝屋川市が行った 30 自治会の役員対象の専門委員会報告書の説明会でも、馬場市長は「健康被害が明らかになれば、操業をストップする」旨の発言を行われたと聞いております。現在でもそうしたお考えに間違いはないのか、お聞きをいたします。

3点目は、イコール社周辺の住民からは健康被害の広がり、深刻化が強く訴えられております。昨年度学調査された岡山大学大学院・津田敏秀教授らの報告書によれば、杉並病から少しも学んでいない行政に対して厳しい指摘もありました。住民の健康状況をどう考えておられるのか。寝屋川市と4市組合による健康調査の実施が緊急課題と考えますが、そのお考えをお聞きします。

次に2007年3月に4市組合が実施をされた大気測定についてお聞きします。この大気測定結果によりますと、T-VOC（総揮発性有機化合物）の測定値を見ると、5日間の調査で最小値が $2200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最大値が $11000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。4市の専門委員会では柳沢委員が、寝屋川市役所屋上で測定された $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ は極めて高濃度と指摘し、全国18衛生研究所が171カ所で行った室内外のT-VOC調査の室外の最大値 $306 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の4倍強、室内暫定指針値 $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の3.5倍と報告をされておられます。今回の調査結果をどのように考えておられるか、お聞きをします。

また、測定された6物質の合計は最大でも $11.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に過ぎません。測定されていない99%以上の物質の安全性についてどう考えておられるのか、お聞きをします。

また、比較対象地点をどう考えておられるのか。その測定についてはどうされるのか、お聞きをします。

次に4市施設の愛称募集についてお聞きをします。各市の応募者の内訳はどうなっているのでしょうか、明らかにしてください。

第1回目の質問とします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 中谷議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず説明会でのお約束でございますが、平成16年4月に開催いたしました住民説明会につきましては、本組合設立前でございますので、寝屋川市の主催で開催されたものでございます。説明会におきまして約束のあった次回の開催につきましては、その後、自治会単位で説明会を開催したものでございます。

次に議員が申されました答弁につきましての、その後それと異なる見解は示されておりませんので、本組合施設の稼働によりまして万一、環境問題が発生したときには、操業停止も含めた対応をすることになろうと考えております。

次に住民の健康状況、健康調査についてでございますが、本組合施設から生ずる以外の事柄につきましては本組合事務の範囲ではございません。また、先の7月19日の組合議会臨時会でもご答弁申し上げましたように、私どもの本組合の施設は現在建設

中でございまして、稼働していないことから健康被害の原因施設ではございませんので、健康調査を実施する理由はございません。

T-VOCに関してでございますが、本組合の専門委員会においては、柳沢教授の特別なご指導のもとにT-VOCの測定に当たりました。質量設定は柳沢先生のご指示で35から300といたしました。しかしながら一般的な質量設定、つまり先ほど述べられました全国の衛生研究所で測定されるT-VOCの室内環境指針値での質量設定は86から226であることから、単純に比較できるものではないと解釈をいたしております。

今回測定しました6物質につきましては、環境基準値のある4物質と室内環境指針で定められている2物質でございます。T-VOCの中には人体に影響のないものも含め既知の物質、未知の物質を含めて多数ございます。測定した6物質以外が99%以上あるからと言って、安全性が問題であるというものではございません。しかしながら未知物質のリスクも総合的に今回管理できるということで、本施設ではT-VOCでの管理を行っていかうとするものでございます。私ども組合が3月に行いました大気測定については、施設稼働後の測定値と比較するために現状の大気環境データを測定したものでございますので、本組合施設の安全性を示すものではございません。

次に愛称募集に関してのご質問でございます。愛称募集の応募者の状況ですけれども、枚方市が373件、寝屋川市が94件、四條畷市が5件、交野市が46件、合計518件でございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） ちょっと愛称の応募者、十分メモできなかつたので、これまた2回目のところでも答えてほしいと思いますが、まず1点目のお答えですけれども、これは2004年4月10日に最後に約束をされたその中身が、これからは各自治会単位でやってくれという中身だったのかどうなのか。その約束が守られていないというふうに私はお聞きしたんですけども、この5自治会の説明会は最後に、また引き続いて次回このような形でということだったのか。それともおっしゃるように自治会単位でやってくれということだったのか。それならば約束は守ってこられたということですが、もし自治会単位というそういう要望でなく、またそういう約束でなかったとしたら、これは約束は守られていないというふうに考えざるを得ませんが、それはいかがでしょうか。

それから3点目のところですが、本施設が稼働していないから健康調査につい

てやる必要はない。理由はないんだということですから、それならば専門委員会をやられたその理由はどこにあったのか。これは稼働以前に安全性を確認するためにやられたというふうに思います。そしてその立場からすれば、当然現状と事後と比較されるということで、あとで大気調査のこともお聞きしますけれども、されたということであれば、当然今の住民が健康被害訴えているわけですから、そんな裁判にまで訴えるような状況がなければ私は申しませんが、そんな状況があるにもかかわらず、そうした訴えている事実、現実には目をつぶって、理由はないということでごまかされる。そのそれこそ理由はどこにあるのか。現状をまず把握しないと、それこそ2点目に寝屋川市議会あるいは4市の専門委員会の報告書の説明会やられた中で寝屋川の当時の助役あるいは馬場市長が答弁したことは今も間違いのないということであれば、これ健康被害が明らかになれば操業をストップすると言うけれども、現に操業をする以前から健康被害が明らかになっているわけですから、明確に再答弁を求めたいというふうに思います。

それから3点目の大気測定ですけれども、確かに把握した物質量は違うかも知りませんが、しかし35から300、86から226ということ言えば当然重なり合う部分もあるわけです。そこでお聞きをするわけですが、これはT-VOCが1万1000などというこの測定値が他であるのかどうか。その点についてはどのようにお考えなのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

今回の大気調査について現状を事後との比較をするためにやられたと。安全性を示すものでないというふうにおっしゃっていますけれども、しかし現状で示している値に対する認識を持たずに事後と比較をして本当に正確な認識ができるのかどうか。これは改めてお聞きをしたいというふうに思います。

4市施設の愛称募集についてはもう一度、数を丁寧におっしゃっていただきたいと思うんですけれども、たしか聞いた限りでは枚方が寝屋川よりもかなり多かったんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は人口が多いというだけじゃないというふうに思います。寝屋川が本来本施設がつくられている場所ですから、ほんとに必要なことであれば当然最も多い応募があったっていいというふうに思うんですけれども、その辺が少ない理由についてはどのようにお考えなのか、改めてもう一度数と併せてお答えをお願いいたします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 最初に4月10日の説明会のあとのお約束という部分

でございます。私どもはその説明会の終わりの折に具体的にどのように行うというようなことは申し上げておりませんが、後日、牧会長と協議をさせていただいて、私どもの希望として各自治会単位で行いたいということでのご報告をいたしております。

続きましてイコール社の周辺の健康被害の問題と私どもの施設の稼働に伴う健康被害ということですが、現実の問題として私どもの施設は一切まだ稼働をいたしておりませんので、いわゆる健康被害というようなものを生じさせているはずもないし、健康調査を行う理由としては考えられない。専門委員会の関係で一部おっしゃっておりますが、専門委員会につきましてはこの施設が安全なのかどうかを証明するための専門委員会ということで、住民の方々にも専門委員会の委員の参画をいただいて実際に実験等を行い、安全性の確認をいたしたものでございます。

次にT-VOCの考え方の中で、今回私どもの測定をいたした数値が、もともと質量設定範囲を35から300という形で設定したものを数値としてご報告を申し上げます。しかしながら室内環境指針における質量設定範囲が86から226という大きな違いがございます。そこでせんだって、せんだってというのか、寝屋川市役所屋上のT-VOCの質量設定を86から290でその区域面積を合計して作成換算し直した数値は $24\mu\text{g}/\text{m}^3$ というような数字になりますので、ご指摘いただいているような大きな数値というのは35から300という質量設定をしたために出てきたものであり、私どもとしてはこの数値が異常な数値であるというふうには考えておりません。

専門委員会の中で最終日に柳沢教授に藤田委員長の方から柳沢先生の意見書について議論をするのかというご質疑がございましたが、柳沢教授は議論をしていただかなくて結構ですというお話がされて、最終日に意見書だけ提出されたということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

最後に愛称募集でございます。愛称募集について数字が聞き取れなかったということでございましたので、改めて申し上げます。枚方市については373件でございます。寝屋川市は94件、四條畷市は5件、交野市は46件、合計518件でございます。寝屋川市が特に少ないとも思いませんが、これについては市民の皆様がいかにご理解いただけたかの結果が直接反映しているとは思っておりません。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 今1点目はその後、牧会長と協議をされたというけれども、それは4市組合の事務局としてのお考えを伝えられたということであって、合意されたという、そういうお答えではなかったというふうに思います。そういう点では住民

の訴えにも理があるというふうに私は改めて取れました。

それから専門委員会が本施設の安全性についてやったものじゃないと、稼働していないということですけども、本施設が稼働したときに予測ということで作られたわけですよ。そういう安全性を確認をするということをしたのは、健康被害との不安があるからされたわけですよ。現実健康被害が起こってる。それなぜ無視するんですか。これももし4市施設が稼働すれば、現に起こってる健康被害の環境状況を相加して悪化することは、これはもう火を見るより明らかです。そんな答弁は認められないということを申し上げておきます。

それからあと、先ほど私は今回の調査で示されたような高い数値がほかにあるかということでお聞きしたんですが、同じような条件のところ、1つ比較をしていただいて、そういうところがあるのかどうか。これは改めて調査されることを求めていると思いますし、同時に測定されていない99%以上については未知であり、その未知物質の危険性を含めて明らかにされていないという、これは事実だというふうに思います。先ほどもリスクという言葉が使われましたけれども、これは引き続いて今回の大気調査については検討が必要だということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後、4市施設の愛称募集については、市民が理解をしてないかのようなお答えもありましたけれども、これはほんとに本末転倒だと思います。寝屋川市のこの本施設に対する市民の不安あるいは思いの反映だということを指摘して、私の質問を終わります。

○議長（河西 正義君） 他に質疑はありませんか。北川議員。

○6番（北川 健治君） 事前通告をしておりませんが、ちょっと質問をさせていただきます。歳入歳出決算事項別明細書の中の歳出3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費の中で、目、節は議決科目ではなく、執行科目であるので、予期せぬことで節を新しく設けることについては問題はないと思っておりますが、9節 旅費、22節 補償補填及び賠償金の2つの節を新しく設けています。また、目内の節間流用により旅費へ16万8510円、委託料へ69万3000円、補償補填及び賠償金へ38万4920円を流用しています。以上で節を新設した理由及び旅費、賠償金の用途は何か。また、委託料を69万3000円増額した理由は何か、伺いたいと思います。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 北川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず新たに節を設けた理由等でございますが、旅費 16 万 8510 円につきましては工事検査に伴う普通旅費でございます、補償補填及び賠償金 38 万 4920 円につきましては架空電線路移設工事補償金でございます。

なお、工事検査につきましては、高知県高知市及び福岡県太宰府市、新宮町において実施いたしましたものでございます。いずれも当初予算において想定していない経費であることから、流用により新たに節を設け、対応したものでございます。

委託料 69 万 3000 円の流用につきましては、境界確定業務委託及び環境調査業務委託でございます、当初予算において想定していない経費であることから、流用により対応したものでございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 北川議員。

○6 番（北川 健治君） 旅費を使って工場の検査へ行かれたということは、私の過去の経験からしてそれは大変よかったと思っております。

次に同じく 3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費の中で 15 節 工事請負費で不用額として約 9300 万円と大きな金額でございますが、出ています。この工事の内容と当初予算見積額と実際の施工工事との差についてなぜ生じたか伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 次に工事請負費における不用額の 9300 万円につきましては、（仮称）北河内 4 市リサイクルプラザ造成工事によるものでございます。不用額が生じた理由といたしましては、予算計上時において関西電力の鉄塔における擁壁工を見込んでおりましたが、不必要になったこと、及び公募型指名競争入札の実施により、最低制限価格で落札されたことによるものでございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 認定第 1 号 2006 年（平成 18 年）度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。

質疑を通じて明らかになったことは、本施設が住民に対する十分な説明が行われて

こなかったこと、また施設稼働前の現在、既に極めて汚染された大気環境にあること、さらに本施設の目の前にある民間会社の操業で深刻な健康被害が広がっていることなど、住民合意の点から見ても、本来自治体が最も優先しなければならない住民の健康、安全、環境保全から見ても、本施設の建設を推進した決算には賛成できません。住民が切実に求めている健康調査の実施こそ本組合の緊急課題であることを強く申し上げ、討論といたします。

○議長（河西 正義君） 他に討論はありませんか。栗原議員。

○12番（栗原 俊子君） 通告はしておりませんが、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

ペットボトルの回収はともかくも、廃プラのリサイクルが適切だか、私は今でもごみ焼却施設で焼却した方がよいと考えているものです。焼却をするとCO₂を排出して地球温暖化を促進すると錦の御旗のように言われていますが、施設をつくること自体、莫大なエネルギーを要します。消費します。エネルギーの消費こそ地球温暖化を促進するものとするものと考えます。

また、ごみ問題は一から十まで減量しかありません。リサイクルが免罪符になってメーカーも消費者も大量消費して資源の無駄遣いをしています。これこそがまた地球温暖化の元凶であります。減量すべき廃棄物なのに費用対効果分析書、先ほどからこればかりを申して恐縮ですが、これによりますと搬入される消費量が稼働1年目は8105トンですが、2013年から1万1828トンで高値安定をしております。これを皆様どうお考えになられますでしょうか。廃棄物行政にかかわる者として減量を見込まないことは間違っていると思います。どんどん減量していくべき、だからこの数値は減っていくべきものと私は確信しております。

しかも地元住民さん、この施設が建設されるか、もうされているんですが、地元住民さんの合意を得られてないところに他市の者が出てきて認めるということは大変おかしいです。できません。認定できないので、反対の意見を申し述べます。以上です。

○議長（河西 正義君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） これをもって討論を終結します。

これから議案第7号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（河西 正義君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第9、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間は15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせをいたします。ただいまから順次質問を許します。まず伊藤議員の質問を許します。伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 一般質問で通告をさせていただきました健康被害に対する4市の認識についてということでお尋ねしたいと思います。

現在操業中の廃プラスチック工場周辺で住民の方々に目や喉の痛みや湿疹などの深刻な健康被害が多発しており、住民の皆さん方から民間廃棄物処理工場の操業停止や4市リサイクル工場の建設中止を求めた裁判が起こされています。行政は環境にやさしい資源循環型社会をつくるためとして、枚方でもこの12月1日号の広報でこのお知らせが入っておりますけれども、4市共同で中間処理施設である北河内4市リサイクルプラザを今建設しているわけです。しかし、既に操業中の同じことを行う工場の影響で近隣の住民の方に健康被害が起こっているわけです。中谷議員などからも健康被害のことについては質問がありましたけれども、やはり人体に対する様々な健康被害というのは、皆さん方が自分の問題として考えれば、日常的に健康被害は重大な問題だと考えるから無視できないことだと私は考えていますから、何度も何度もお尋ねしたいと思います。

そして今の状況の中で4市のリサイクル施設が稼働することによって、さらに住民に健康被害が起こるといようなことが専門家からも指摘されているわけです。しかもこの汚染された空気は専門家の調査によりますと、広範囲ということで拡散するとも言われていまして、今、寝屋川市の近隣の住民の方が訴えておられるわけですがけれども、私ども枚方全域でも汚染される可能性があり、人ごとではないというふうに考えています。寝屋川の住民の方も枚方でビラをまいていろいろ周知をされておられましたので、私自身も人ごとではないというふうに考えています。

今、住民の皆さんが切実に求めていることは、行政による健康調査の実施だと思うんです。被害の実態をしっかりと把握して、住民の納得のいく対策をとるのが必要ではないでしょうか。また、それぞれの4市の議会の中では、私ども枚方は竹内市長が所信表明ということで行われ、それぞれの各市では市政運営方針ということの中で住民の皆さんの安心できる生活を実現するために施策を発表していることだと思います。

この健康被害につきましても 1 人や 2 人ではなくて、集団の人数ともいえるような方々が健康被害を訴えておられるわけですから、この寝屋川で現在発生している健康被害については、この 4 市に参加されている自治体の長としてどんなふうに認識をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 裁判におきまして住民の方々が法廷で主張されたり、また本組合議会や寝屋川市議会などにおいても議員の皆様から健康被害の訴えがなされていることについては私ども十分に承知をいたしております。

しかしながら本年 3 月の大気環境調査実施後に示されました大阪府、寝屋川保健所及び寝屋川市の健康被害を前提とした健康調査の要望に対する考え方におきましては、1 点目に環境調査はすべて基準値以下であり、現時点では健康調査をする必要はない。2 点目、特定物質が明らかになり、原因がはっきりしなければ健康調査はできない。3 点目、健康調査については年間を通じた継続測定の結果を踏まえて判断すべきもの、とされております。そういうふうに聞き及んでおります。したがって、裁判の行方あるいは客観的な位置づけや環境調査結果などの動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河西 正義君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤 和嘉子君） 私自身は事務局長の中野さんの意見というよりも、いわゆる 1 つ 1 つの自治体で最高責任者として行政を担っておられる管理者、副管理者の今の状況での認識をお尋ねしたところですので、お答えください。

○議長（河西 正義君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 本来、この伊藤議員ご質問の問題につきましては、本組合議会で論議すべき問題でない、私は考えておるところでありますけれども、しかしながらあえて申し上げますならば、やはり行政が市民の健康を守るということは当然のことでございます。しかしながら今、局長がご答弁申し上げましたように、大阪府あるいは保健所、さらには寝屋川市、統一した見解もございまして、こういうこともございまして、今後、裁判中でもあります。この裁判の経過でありますとか、環境調査の結果等見守ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

なお、今、副管理者もおっしゃっておられましたけれども、このことにつきましてはすべて調整いたしておりますので、私代表して答弁させていただきます。

○議長（河西 正義君） 伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 寝屋川の馬場市長が代表してということなんですけれども、確かに大阪府だとか様々な環境基準値にこれは合っているからということなんですけれども、本来でしたら国の施策、環境基準の施策そのものもきちっと見直していかなければならないという状況でもありますが、また今、全国で起こっている例えばアスベストの問題、それから杉並病でも本当に住民の方が訴えてからやはり数年たって結果が出て、様々アスベストでも学校からすべて行政から取り除くというようなことが何年もかかって初めて分かる。そして人が亡くなってからとか、大大事が起こってから取り掛かるという状況があるわけです。そういった中でお答えの中では、今は民間の工場がやっているだけで、4市リサイクルプラザは建っていないんだから健康調査をする必要がないとおっしゃっておりますので、もうすぐ残念ながら2月からそれぞれ稼働することになっておりますが、もしこの施設が稼働した後も健康被害が残念ながら続いたり増えていくということになれば、いわゆる行政の長として市民の健康を守るという立場からすれば放っておけないということになりますので、施設稼働後は健康被害があれば調査していくということになりますね。確認したいと思います。そして、これだけの方々が健康被害、いわゆる大きく言えば命にかかわる問題をしっかりと手立てを尽くして住民の方の合意が得られるまでは事業の凍結をするべきだと申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（河西 正義君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 私、以前の説明会にも申し上げましたけれども、この4市リサイクルプラザが原因で健康被害が発生した。こういった場合には直ちに操業を停止して、そしてしかるべき対処をしていきたい、このように考えておるところでございます。なお、この論議についてはやはり各市それぞれ議会がございます。そこで論議をしていただくことだと、そのように理解をいたしております。

○議長（河西 正義君） これにて伊藤議員の一般質問を終結します。

次に中谷議員の一般質問を許します。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） それでは一般質問をさせていただきます。

まず1点目、大阪東部リサイクル事業協同組合に対する行政の特別扱いについて質問をします。本施設の事業計画が公になったのは、本組合が作成した「事業の主な経過と今後のスケジュールについて」、これによれば2001年（平成13年）3月となっております。当時の寝屋川市議会の質疑では、それ以前に河北資源再生業協同組合の幹部が北河内各市を回って働きかけたことが明らかになっております。同時に、当時の環境

部中野次長が先ほど申しあげましたように、寝屋川市が各市に働きかけたと述べ、2000年（平成12年）2月、北河内の市長連絡会で話題にし、環境部で検討の上、北河内7市の環境部長会議で何度か協議を重ね、助役会に提出をし、2001年（平成13年）2月の市長連絡会に提案をして、門真、大東を除く北河内5市で合意したと答弁をしておられます。合意内容は、①中間処理施設の建設②費用は各市で負担③場所は寝屋川市、の3点となっています。また、寝屋川市が事業を中心になって推進した点については、①北河内の真ん中にある②広域行政を推進している③寝屋川資源再生業協同組合を施設運営に参画させたい、と答えています。寝屋川資源再生業協同組合はその後、名称を大阪東部リサイクル事業協同組合と改称し、目的から「部落解放」を削除いたしました。また、その後の総会で、廃プラの再商品化施設としてリサイクル・アンド・イコール社を設立するために資本金を出資することも決めています。

日本共産党議員団は、この問題の当初から、公正であるべき行政のあり方に反していることを追及をして、その後の2つの施設、事業にかかわっている大阪東部リサイクル事業協同組合と4市組合施設の建設、イコール社の建設・操業の特別扱いを問題にしてきました。

2004年（平成16年）2月、寝屋川市都市計画審議会でも4市施設の審議を通じて、私も初めて杉並病について学ぶことになりました。現在、既に民間のイコール社が操業を始めて2年8カ月になります。寝屋川市の悪臭苦情件数の統計によれば、2005年（平成17年）度25件、うちイコール社からという苦情が12件、これが2006年（平成18年）度は184件、うちイコール社163件と激増しています。周辺住民に顕著に健康被害が発生したと符合しています。

イコール社の建設は、大阪府のエコエリア構想に基づいて、エコタウン事業として大阪府から認可をされました。しかし、認可に際して大阪府が示した、住民に対する十分な説明、理解協力、また事業の継続性とは逆に、寝屋川市はイコール社の申請を受け、建築基準法51条のただし書を適用して、住民への説明も意見聴取も必要としない暫定的な施設として許可をしました。大阪府のエコエリア構想検討委員会に寝屋川市から派遣されていたのは、現事務局長・中野泰雄氏でした。

去る11月19日、日本共産党山下よしき参議院議員がイコール社と寝屋川市クリーンセンター、4市施設を視察をしました。イコール社はホームページで、施設見学を歓迎するとしています。しかし、この間、日本共産党寝屋川市会議員団の見学受け入れを2度にわたって拒否をしております。理由は、裁判で住民の側に立って反対して

いるからというものです。日本共産党は裁判の原告ではありません。山下議員の申し入れに対しても結局、同様の理由で断ってきました。賛成推進の政党や議員には見学させるが、会社の意に従わない者には見せない。反対の者には見せられない。こういった施設に問題があるとはしか考えられません。組合を構成する4市は、いずれも人権尊重をうたい、社会的差別を許さない行政をうたっておられます。

4市施設とイコール社の建設に至る大阪東部リサイクル事業協同組合に対する寝屋川市をはじめとする行政が行ってきた特別扱いについてどう認識しておられるのか、お聞きをします。また、現在のイコール社が社会的にも問題がある企業姿勢を続けていることに対しての見解もお聞きをいたします。

2つ目、住民の健康被害の現状と行政による健康調査の実施についてお聞きをします。11月19日の山下よしき参議院議員の現地調査に午前中私も同行し、住民の訴えを聞きました。これまでの目や鼻、喉、湿疹、頭痛などの症状に加えて、今回新たに知ったのは、自律神経の失調や嗅覚障害、味覚障害の症状でした。夜、濡れマスクをしないと眠れないという方の話も聞くことができました。また、イコール社にシルバー人材センターから派遣されて働いておられた方が、あまりの虫刺されや発熱から辞められたということも聞きました。自然が豊かで、おいしい空気を楽しみに引っ越してきて住んでこられた方々が、散歩の外出ができない、窓を開け放しておくことができない、引っ越しもできないなど、強いストレスをため込んでおられる苦しい状況が深刻に広がっていることを痛感いたしました。犬、猫、鳥などに加え、大きなカエルの鳴き声が途絶えたことも報告されました。まさに公害による健康被害と環境破壊の問題と言わなければなりません。一刻の猶予もならない問題です。寝屋川市とともに、既に発生している健康被害に対処するために、緊急に住民参加で健康調査を実施すべきと考えます。見解をお聞きします。

3点目は住民の健康安全と4市の責任についてです。特に現状の大気環境汚染に対する認識と今後の複合汚染に対する行政責任についてお聞きします。住民の健康被害の現状を見ると、4市施設が稼働すれば大気環境の悪化が進むことは明らかです。この地域では、加えて近い将来、1日10万台ともいわれる巨大な第二京阪道路の開通が予定されています。寝屋川市以外の3市の責任も重大であり、住民に対する責任を免れることができません。各市の責任者として、裁判にまで訴えている住民の健康と環境に対する行政責任をどう考えておられるのか、明らかに教えてください。

4点目です。2006年（平成18年）3月の国・府との協議で示された安全性の一層

の確認の必要に照らして、今回の大気調査結果から見ても、新たな専門委員会による安全性の調査、また先の専門委員会では行われなかった実機による調査が必要ではないかという立場でお聞きします。決算審査で明らかにしたように、今年3月に本組合が行った大気調査の結果は、極めて高濃度のT-VOC（総揮発性有機化合物）の測定値を示しました。昨年3月8日に本組合が行った循環型社会形成推進地域計画策定に係る国・府との第2回意見交換会では、広域化と安全性の一層の確認について指摘があったと聞いています。健康被害の深刻な現状と今回の大気調査の結果に照らして、新たな専門委員会による安全性の調査、以前の専門委員会では行われなかった、先ほど申し上げた実機による調査が必要と考えます。見解をお聞きします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 中谷議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず大阪東部リサイクル事業協同組合に対し特別扱いをしているのご指摘でございますが、私どもの組合はご承知のとおり、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために平成16年6月に設立されております。本組合の役割は、各市で議決をなされました規約に明文化されておりますので、民間事業者に特別扱いを行う等の権限はございません。

次にイコール社の企業姿勢に関する見解でございますが、私どもの組合は民間会社の運営方法等について特に指導を行うような立場ではございません。

次に健康調査についてのご質問でございますが、北河内4市リサイクルプラザは現在建設中でありまして、稼働していないことから健康被害の原因施設ではございませんので、健康調査を実施する理由はございません。

次に住民の健康と環境に対する行政責任についてでございますが、本組合施設から生ずる以外の事柄につきましては、本組合事務の範囲を越えております。主体的にそれに対処するというような任務は私どもには与えられていないというように考えております。なお、本組合の施設につきましては、従前からご答弁を申し上げておりまして、施設稼働に伴う安全性・環境影響について専門委員会を設けまして検証をいたしました。結果、ほとんど影響を与えないという報告をいただいております。また、その報告書に基づきまして環境に配慮した施設建設を行っているところでございます。

次に新たな専門委員会による安全性の調査と実機による調査の実施についてというご質問でございますが、平成 17 年度に実施いたしました北河内 4 市リサイクル施設組合専門委員会における圧縮試験につきましては、大阪府産業技術総合研究所内の真空圧縮機によりまして圧縮試験を行い、この試験結果について安全性の確認を行ったものでございます。外気が混入する恐れのある実機による試験よりも、より正確な試験方法であったというふうに思っておりますことから、新たな試験をする必要はないと認識いたしております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 1 点目ですけれども、私は特別扱いする権限があるかどうかということを知ったのではありません。これまで特別扱いをして 4 市施設建設とイコール社の建設が行われてきた事実経過をどう認識しているか。この事実経過の認識があるのかどうかということをお聞きいたしました。そういう意味では、この大阪東部リサイクル事業協同組合、その会社からすれば 4 市施設とイコール社は企業方針としては一体のものとして行われてきたことは間違いありません。また、イコール社が今日、社会的にも問題になっている。ホームページでは見学を大いに歓迎と言いながら、具体的な問題になれば反対する者は立ち入らせない。こういうことは社会的な偽装ということにあたるのではないかというように思います。そういったことの実事認識について改めてお聞きをします。

それから東部リサイクル事業協同組合やイコール社などの業者とこれまで管理者を含めて飲食等をともしたことはないかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に環境調査、これは事後と比較をするからということで現況調査やられるのに、健康被害についてはこれほど住民が事実を訴えても、住民の現況調査、健康調査はなぜやらないのか。健康状況の現況調査こそ行うべきではないかと思うんですが、その点についても改めてお聞きをします。

○議長（河西 正義君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず 1 点目の大阪東部リサイクル事業協同組合がなぜあの場所に施設を建設したのかということについては若干申し上げたいと思います。確かに私が大阪府のエコエリア構想推進委員会に参画をいたしました。その中で事業者募集が行われたと承知しております。その事業者募集に応じられたのは、当時私どもが施設建設を発表した後でございましたけれども、現在の場所を事業地として応じら

れたことは事実でございます。かといって、それが私どもの特別扱いということとは一切関係ございません。

次に食事云々というのがございましたけども、リサイクル・アンド・イコール社の幹部の方々と食事をした覚えは一切ございません。

次にイコール社の件に関して社会的に問題があるというようなお話でございましたけども、私どもがイコール社の企業姿勢について何らかの説明をする必要は何らございません。

健康調査についてでございますが、先ほど大阪府と寝屋川保健所及び寝屋川市の健康被害を前提とした健康調査の要望に対する考え方ということでご説明を申し上げました。1点目は環境調査はすべて基準値以下であり、現時点では健康調査をする必要がない。2点目で特定物質が明らかになり、原因がはっきりしなければ健康調査はできない。3点目に健康調査については年間を通じた継続した測定の結果を踏まえて判断する、というふうに聞き及んでおりますことから、私どもは先ほども申し上げたとおり、裁判の行方あるいは客観的な位置づけや環境調査結果などの動向を注視してまいりたいというふうにご答弁を申し上げた次第でございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 先ほどもこれそれぞれ個別の事業ということでそれぞれの事業から見ると、例えば本施設組合はまだ施設稼働していないということで責任回避をしておられるわけですけれども、しかし施設組合構成している4市のそれぞれ行政の責任者がここには来ておられます。そういう意味では特定業者の利益ありきではなくて、住民の健康や環境を守る自治体本来の立場に立って今後とも本組合についても運営を含めて考えていかれるように強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（河西 正義君） 間もなく午後4時であります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。ご了承願います。

これにて中谷議員の一般質問を終結します。以上をもって一般質問を終わります。

それでは以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に際しまして管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、上程させていただきましたすべての案件について慎重なご審議をいただき、ご賛同賜りまして誠にありがとうございました。

なお、来年、平成 20 年 2 月 1 日からの施設稼働に向けまして、安全を第一に、円滑かつ着実に事業を推進してまいりますので、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

これから年末のあわただしい時期となりますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意をされますとともに、今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（河西 正義君） それでは閉会にあたりまして私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに無事、平成 19 年第 2 回定例会のすべての日程を終わることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心から御礼を申し上げます。

悲願の施設の建設も 12 月末には無事に竣工を迎え、また来年 2 月には本格稼働すると伺っております。管理者をはじめ理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全には十分留意をされ、適正かつ円滑な事業の執行に一層努力をされるようお願いを申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 3 時 5 8 分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 河西正義

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 大川泰生

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 栗原俊子

平成19年11月29日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成19年第2回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成19年11月29日	決 定	会期1日間
選任同意 第 2 号	監査委員の選任について	平成19年11月29日	同 意	稲田美津子
選任同意 第 3 号	公平委員会委員の選任について	平成19年11月29日	同 意	東谷宏幸
報 告 第 2 号	専決事項の報告について	平成19年11月29日	承 認	
議 案 第 6 号	北河内4市リサイクル施設組合行政財産使用料 条例の制定について	平成19年11月29日	原案可決	
議 案 第 7 号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第2号)	平成19年11月29日	原案可決	
認 定 第 1 号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合歳入 歳出決算の認定について	平成19年11月29日	認 定	
—	一般質問	平成19年11月29日	許 可	伊藤和嘉子 中谷光夫